(2)　通算親法人が協同組合等である通算子法人（前事業年度の法人税額を当該前事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額が一〇万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（通算承認の効力が生じた日が同日の属する通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日以後であるときの事業年度を除く。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（(2)において「六月経過日」という。）において通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合には、六月経過日から二月以内に、中間申告納付をしなければならないこととした。

(三)　法人税割の課税標準となる法人税額の算定について、次の控除又は加算を行うこととした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

(1)　法人に当該事業年度開始の日前一〇年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（法人税法の規定によりないものとされた欠損金額をいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が通算適用前欠損金額の生じた事業年度以後連続して法人の道府県民税又は市町村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除することとした。

(2)　(1)の控除対象通算適用前欠損調整額とは、通算適用前欠損調整額に、控除を受ける法人の最初通算事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこととした。

(3)　法人に当該事業年度開始の日前一〇年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額（法人税法の規定により合併法人等の欠損金額とみなされなかった欠損金額をいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が合併等事業年度以後連続して法人の道府県民税又は市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、一定の額を限度として、控除対象合併等前欠損調整額を控除することとした。

(4)　(3)の控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損調整額に、控除を受ける法人の合併等事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこととした。

(5)　法人に当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法人税法の規定により損金の額に算入されたものをいう。以下同じ。）がある場合は、加算対象通算対象欠損調整額を加算することとした。

(6)　(5)の加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、加算される法人の当該事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこととした。

(7)　法人に当該事業年度開始の日前一〇年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法人税法の規定により益金の額に算入されたものをいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が通算対象所得金額の生じた事業年度以後連続して法人の道府県民税又は市町村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象通算対象所得調整額を控除することとした。

(8)　(7)の控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、控除を受ける法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこととした。

(9)　法人に当該事業年度において生じた被配賦欠損調整額（法人税法の規定により損金の額に算入されたものをいう。以下同じ。）がある場合は、加算対象被配賦欠損調整額を加算することとした。

(10)　(9)の加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、加算される法人の当該事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこととした。

(11)　法人に当該事業年度開始の日前一〇年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法人税法の規定により損金の額に算入されたものをいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が配賦欠損金控除額の生じた事業年度以後連続して法人の道府県民税又は市町村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除することとした。

(12)　(11)の控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、控除を受ける法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこととした。

(13)　法人に当該事業年度開始の日前一〇年以内に開始した事業年度等において生じた還付対象欠損金額（法人税法の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額をいう。以下同じ。）がある場合は、当該法人が配賦欠損金控除額の生じた事業年度等以後連続して法人の道府県民税又は市町村民税の確定申告書を提出している等一定の要件を満たす場合に限り、一定の額を限度として、控除対象還付対象欠損調整額を控除することとした。

(14)　(13)の控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、控除を受ける法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度等後最初に開始する事業年度終了の日における当該法人の区分に応じ、法人税の税率に相当する率を乗じて得た金額をいうこととした。

事業税

(一)　電気供給業のうち、電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずる一定の事業を含む。以下「小売電気事業等」という。）及び同項第一四号に規定する発電事業（これに準ずる一定の事業を含む。以下「発電事業等」という。）に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金一億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとした。（第七二条の二関係）

(二)　電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する法人の事業税の標準税率を次のとおりとすることとした。（第七二条の二四の七関係）

(1)　資本金一億円超の普通法人

イ　収入割	一〇〇分の〇・七五
ロ　付加価値割	一〇〇分の〇・三七
ハ　資本割	一〇〇分の〇・一五

(2)　資本金一億円以下の普通法人等

イ　収入割	一〇〇分の〇・七五
ロ　所得割	一〇〇分の一・八五

(三)　(一)及び(二)に伴う所要の措置を講ずることとした。（第七二条の二の二、第七二条の一二、第七二条の二五、第七二条の二六、第七二条の二九、第七二条の四一及び第七二条の四一の三関係）

(四)　銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

(五)　電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る収入金額のうち、当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）